

しるべ通信

2013年新春号

しるべ総合法律事務所 平成25年1月30日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27



ご挨拶

本年もはや1ヶ月ばかりが過ぎましたが、改めて新春のご挨拶を申し上げます。昨年は政治の世界でも経済の分野でも混迷が続き、将来への希望も薄れがちな気勢の上がない1年であったような気が致します。こうした中で迎えた巳年ですが、ギリシャ神話では商売の神様である蛇にあやかっか、アベノミクスなどという言葉がもてはやされています。景気が好くなることには異存はありませんが、余り調子に乗って浮き足立つようなことは避けたいものです。

本年が皆様方にとって胸の膨らむような明るい年になることを祈念しつつ、私ども所員一同は、今年も皆様方の要望に応えられる的確な法的サービスを提供できますように地道に頑張っております。どうか本年もよろしくお願い申し上げます。

写真「薬師窯 招福干支置物（株式会社中外陶園ご提供）」

警 視 庁 の 黒 星

弁護士 鷲見 弘

本年1月15日東京地方裁判所は、宗教団体「アレフ」からの東京都に対する慰謝料等請求事件について、都に対し金100万円の慰謝料の支払いと謝罪文の交付を命じました。

さる平成7年3月30日、ときの国松孝次警察庁長官が銃撃され瀕死の重傷を負った事件で、その後警視庁の捜査により元オウム真理教信者だった警視庁の元巡査長等数名が殺人未遂容疑で逮捕されましたが、結局決め手がなく証拠不十分との判断により検察官不起訴のまま平成22年3月30日午前0時に公訴時効が成立しました。時効成立直後の記者会見で、警視庁の幹部が「オウム真理教の信者グループによる組織的な犯行」と公表したため、教団主流派の後継団体である「アレフ」が、警視庁を所管する東京都に対し、名誉を傷つけられたとして提起した損害賠償請求訴訟事件の判決です。判決は、「警視庁は、本件狙撃事件がオウム真理教ないし信者による犯行と立証することが困難と理解したと認められること、検察官が不起訴処分としたにもかかわらず、警察官が犯人と断定、公表し、そのものに不利益を及ぼすことは無罪推定の原則に反するばかりでなく、我が国の刑事司法制度の基本原則を根底からゆるがすものと言わざるを得ないことから」先の公表は重大な違法性を有すると厳しく断じています。ここで無罪推定の原則とは誰しも裁判において有罪の判決を受けるまでは無罪の推定を受けているという、犯罪事実の立証責任は検察官側にあることから帰結する刑事法上の原則です。また、我が国の刑事司法制度の基本原則とは、人の罪を裁くための、警察による捜査から始まり、検察による起訴を経て、裁判所において弁護人が付いた上での適正な手続きを経て裁判官の言い渡す判決によってはじめて罪責が決まるという、我が国の刑事司法手続きの基本的な原則です。捜査機関である警察が一足飛びに特定の団体や個人を名指して犯人と決めつけて公表することは、この基本原則を無視した甚だしい越権行為です。いくら相手がかつて無差別大量殺人行為を組織的に実行した悪名高いオウムといえども、例外は許されません。

被告側の東京都は「アレフ」と「オウム」とは別人格であるので公表は「アレフ」の名誉を棄損したことにはならないと争いましたが、裁判所は「アレフ」は単に「オウム」が名称を変えたものに過ぎず実質的に同一であることは一般的に認識されているとしてこれを認めませんでした。

ところで、もしこれが民事訴訟ではなく名誉棄損罪による告訴であったとしたらどうなったのでしょうか。もし告訴が成立し裁判所でも警視庁幹部の有罪判決が言い渡されたとしたら警視庁の屋台骨を揺さぶる責任問題に発展しかねません（もっとも名誉棄損罪は告訴によって初めて成立する親告罪ですから6か月の告訴期間を過ぎた今ではその可能性はありませんが）。ただし、名誉棄損罪はその行為が「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」（刑法230の2第1項）とされていますから、その場合、警視庁側ではその事実が真実であることを必死になって証明しようと努力したことでしょう。

本件の慰謝料等請求の民事事件でも、仮にその訴訟活動の中で、公表が専ら公益を図る目的でなされたものであり、かつその事実が真実であることが証明されたならば恐らく不法行為としての違法性はなくなり（この場合刑法のような法律上の明文はありませんが、そう解してよいと思われます）、「アレフ」の請求は認められなかったかもしれません。しかし被告側は訴訟中でこの点の主張、立証を全くしませんでした。立証の自信がないままの公表であったということになります。裁判所の判決やこれを報道した新聞各紙による厳しい批判は当然といえましよう。

知的財産一口メモ(1)

商品名やデザインを真似されたときは…

弁護士・弁理士 相羽 洋一

1 商標権があれば…

商品名など、商品に使用される文字やマークなどの標章（商標）は、これを登録することができ、登録されると商標権としてこれを独占的に使用することができます（商標は商品以外にサービス〔役務〕についても登録が可能です。今回は商品についての説明をします。商標法3条）。もっとも、どんな標章でも商標登録できるわけではありませんし、商標は登録に当り使用する商品を指定する必要がありますのでご注意ください。

商標登録がされれば第三者がこの指定商品について商標権者に無断で当該登録商標と同じ標章を使用すると商標権の侵害となります（指定商品と類似する商品について又は登録商標に類似する標章を使用することも侵害となります）。商標権者は侵害者に対し、当該標章の使用の差止め、損害賠償、信用回復の措置を求めることができます（同法36条、38条、39条）。

ですから、商品について自己の商標を独占的に使用し第三者に使用させたくない場合には商標登録をすることが大切です。



商標登録第1843922号

指定商品：運動具

権利者：(株)中日ドラゴンズ

2 意匠権があれば…

商品のデザインについても商標と同様にいえます。一定種類の商品について創作性があるデザインは意匠登録ができます。意匠登録がされれば、商標権と同じようにこれを侵害する第三者に対してその使用の差止めなど商標権と同様の法律上の請求権が認められます（意匠法37条、39条、40条）。



意匠登録第1439440号

意匠に係る物品：携帯情報端末機

権利者：(株)ソニー・コンピュータ

タエンタテインメント

3 商標登録も意匠登録もしていないが…

商品名とか商品のデザインについて商標登録や意匠登録がされていなくても、限定的ではありますが、これらを真似した商品名やデザインを使用している者に対して、その使用の差止め等を請求することができる場合があります。それは、不正競争防止法によって（特に有名なブランドなどの場合もありますが）、2通り認められています。業者が努力して積み上げた信用にただ乗りするのは不正な競争行為にあたるという考えからです。不正競争行為に当れば商標権・意匠権と同様にその差止めなどを請求することができます。

1つは、自分の商品の商品名や形態が自分の商品として消費者や業界でよく知られている場合です（同法2条1項1号）。商品名などから自分の商品であることがよく知れわたっていることが必要ですので、発売後相当期間を経過しないと知れわたったとはなかなか認められませんし、広告その他の手段で知れわたったことを立証する必要があります。

もう1つは自分の商品形態をそっくり真似（模倣）された場合です（同法2条1項3号、4項、5項）。プラスチック製家庭用品などが想定されますが、他の同種製品と明らかな区別ができるものでなければなりません。また、商品形態が真似されるような商品は構造が簡単なものでライフサイクルも短いと考えられますから、自己の商品発売後3年経過後の模倣品の販売等の行為に対しては差止め等の請求はできなくなります（同法19条5項イ）。

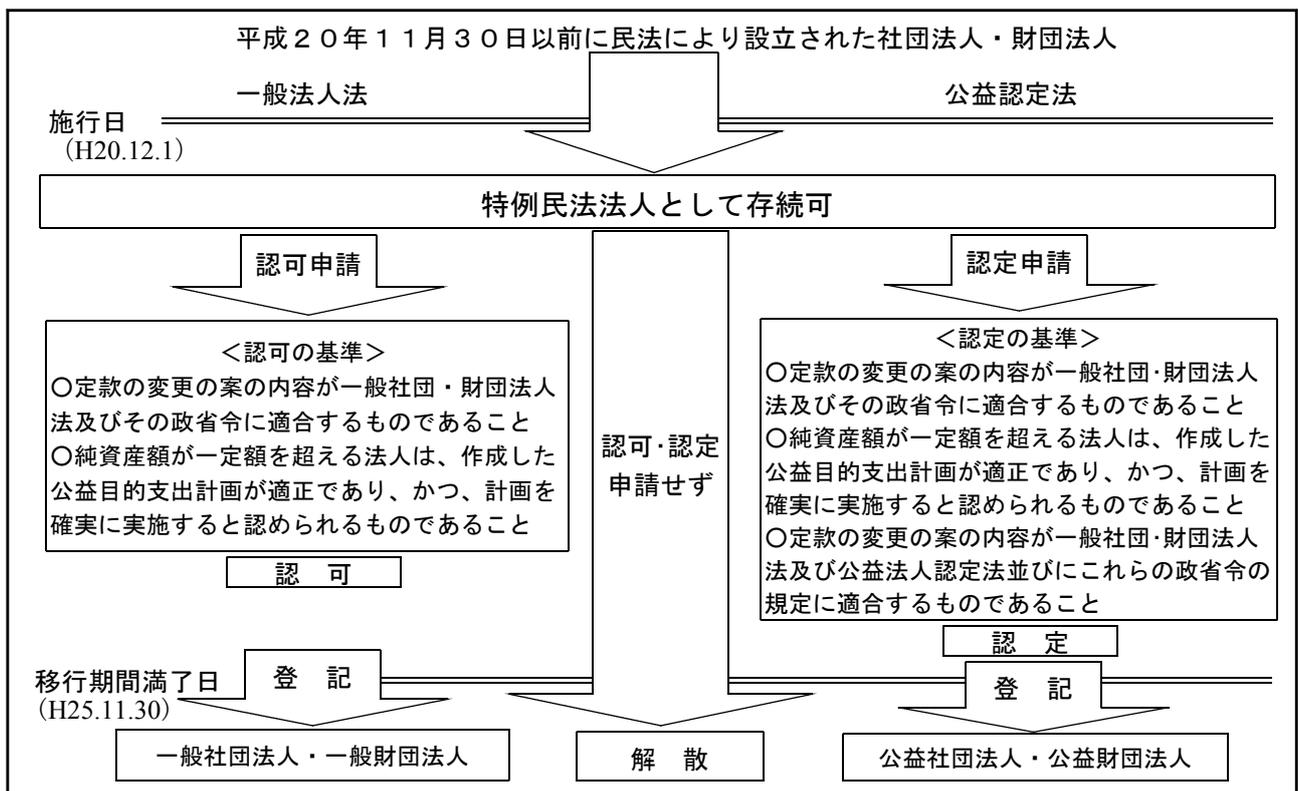
4 商標や意匠は登録が望ましい

商標や意匠を真似されたとき登録がなくてもその差止めを請求することは可能ですが、必ずしも容易ではありません。模倣を許さないためにはこれらの登録をすることが大切です。

特例民法法人の一般法人又は公益法人への移行

弁護士 谷 口 優

1. 民法33～37条に法人に関する規定はありますが、そこには法人の設立等に関する定めはなく、設立は民法以外の法律によることになっています。従来の民法では社団法人及び財団法人の設立についても定めていましたが、その定めは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」といいます）の施行（平成20年12月1日）の際改正により削除されました。現在民事法人を設立するには「一般法人法」によることとなります。
2. では公益社団法人又は公益財団法人はどのように設立するのでしょうか。これについては、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益認定法」といいます）が定めており、「一般法人法」により設立された法人が「公益認定法」により公益法人と認定されてはじめて、公益法人となるのです。
3. ところで、前記改正前の民法に基づき設立された財団法人あるいは社団法人は「一般法人法」の施行によりどうなったのでしょうか。これについては「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」といいます）40条が定めています。同条は改正前の民法により設立された社団法人又は財団法人は、一般社団法人、一般財団法人として存続を認めています。これを特例社団法人、特例財団法人と称することとし、両者を「特例民法法人」と総称しています（同法42条）。ただし、いつまでも存続するものではなく、「整備法」の施行日（平成20年12月1日）から5年が経過する日までとし（これを「移行期間」といいます）、行政庁の認定を受け公益社団法人又は公益財団法人となるか（同法44条）、あるいは移行期間内に行政庁の認可を得て通常の一般社団法人、一般財団法人に移行することができるとしています（同法45条）。移行期間内に上記の認定あるいは認可を受けなかった特例民法法人は解散したものとみなされます（同法46条）。
上記の移行期間の満限は平成25年11月30日です。特例民法法人に残された期間は僅かです。手続きについては早急に弁護士にご相談下さい。



民事訴訟法こぼれ話 (1)

判決の言い渡し

弁護士 宮本 増

民事訴訟法もいわゆる六法の一つですが、民事裁判の手続法であることから人間味を感じさせない無味乾燥な法律であると言われていました。私は、この事務所へ来る前、約40年も裁判所にいましたので、この無味乾燥な法律とともに過ごしてきたわけで、おかげで人間の方もいささか面白味に欠けた性格になってしまったと自省しているところです。

とはいえ、弁護士といえども民事訴訟法を知らずに訴訟代理人がきちんと務まるわけもないので、それなりに勉強するわけですが、今回はこの法律の一端について説明し、いささかなりとも同法のことを知って貰おうというわけです。

民事訴訟は、そのうち約半数が和解で終了し、判決に至るのは3割くらいかと思われませんが、判決を受ける当事者にとってはその結果が気になって仕方ありません。判決の言渡し日が迫ると気持ちが落ち着かないという話も聞きますがむべなるかなです。ところで、当事者は判決の結果をどのようにして知るのでしょうか。先ず、その結論は裁判官の法廷における判決の言渡しで知ることになります。同法252条、同規則155条には判決は公開の法廷で裁判官が判決原本の主文を朗読して言渡すと定められています。主文とは判決の結果の部分であり、短いものは1行ですから、ほんの数秒で終わってしまいます。長い主文でも1、2分でしょうか。それに主文だけでは、なぜ裁判所がそのような結論に至ったのか分からず、それが当事者に分かるのは、その裁判所から判決が送達されてからということになります。そうした事情もあってか、昔から民事裁判の判決言渡しには当事者本人や訴訟代理人の弁護士も出頭しないのが普通になっています。そうすると、判決の言渡しは裁判官が誰もいない法廷で主文を朗読するということになり、裁判官もそんなことなら朗読を省略し、形は言渡しをしたことにしてしまえという乱暴な慣行がいつの間にかできあがり、明治の時代から戦後も何十年の間は実際には法廷で朗読されないことが一般的でした。とはいっても、これは民事訴訟法の規定に違反することなので、手続調書上は裁判官が公開法廷で主文を朗読したという、ある意味インチキの調書が書記官によって堂々と作られていました。

昭和30年代の大阪の裁判所のある本人訴訟で判決の言渡しが土曜日の午前10時に指定されました。当時、官庁は土曜日にも執務していたのですが、当日その時間にその本人が法廷の前で待ったのですが、時間が過ぎても法廷の扉が開かないので、書記官室へどうなっているのか訪ねに行くと、書記官が言うには判決の言渡しは終わりましたとのことでした。驚いたご本人は当然のことながら猛烈に抗議したのですが、書記官が言うには不服があるなら控訴してくださいとの一点張りでした。そこで、控訴して高等裁判所の判断を待ったのですが、結果は控訴棄却で言い分は認められませんでした。というのも、民事訴訟法によると、法廷での手続きについての証明は書記官が作成する調書によってしか証明できないことになっているからです(160条3項)。今から考えると乱暴な話ですが、実際にあった話です。

手続き法規である民事訴訟法は、これが遵守されて初めて公正な裁判といえるのですが、かつては裁判所が自分の都合だけで、ある意味では弁護士もぐるになっていい加減な運用をしていた時代もあったという笑えないお話しでした。今はそんなことはありませんので念のため。



著作権法改正による違法コピー・違法ダウンロード規制の強化

弁護士 山田 康 泰

著作権法の一部を改正する法律が、平成24年6月20日に成立し、今年1月1日までの間に順次施行されました。今回の改正は様々なものを含みますが、①いわゆる「写りこみ」など、従前は形式的には著作権侵害となり得たものについて、著作権侵害にならない場合を明示する例外規定の整備と、②違法コピー・違法ダウンロード等に関する規制の強化、の2つが主な柱となっています。本稿では、このうち②の違法コピー・違法ダウンロード等に関する規制の強化について、お話ししたいと思います。

【違法コピーとされる範囲の拡大】

著作者に無断で著作物をコピーすることは複製権の侵害になりますが（同法21条。以下単に条数のみ示します。）、例外的に個人的に使用すること（私的使用）を目的にコピーをすることは認められています（30条1項）。ですから、CDを借りてきてダビングする行為は、自分で聞くためのものであれば合法です。その例外の例外として「コピーガードの信号を付加」された著作物については、私的使用のためであっても複製をすると複製権侵害となると規定されていました（旧30条1項2号）。VHSの末期のレンタルビデオなどには、このコピーガードが付加されていました。

現在では映像ソフトのレンタルと言えば、DVDやブルーレイで、これらはそのままではコピーができないよう「暗号化の処理」がなされています。したがって、単純にはコピーをすることができません。しかし、この暗号化の処理というのは、映像等のデータとは別の「コピーガードの信号を付加」したのではないため、私的使用目的であれば、複製自体は合法的だったのです。DVDのコピーをするためのフリーソフトがインターネットで簡単にダウンロードできました。その結果、一部の人々の間では半ば常識になり、DVDのコピーが頻繁に行われ、経済的影響も無視できないものになってきました。

そこで、今回の改正ではコピーガード方式のものに加え暗号化方式のものについても複製をすることが禁じられました（新30条1項2号）。したがって、現在では私的使用目的であってもDVDやブルーレイの映像ソフトをコピーすることは違法です。もっとも、私的使用目的でコピーしただけでは刑事罰の対象にはなりません。暗号を回避する装置やプログラムを作成・譲渡する行為には刑事罰が定められていますし、私的使用の範囲を外れてコピーをした場合にも刑事罰が科されることとなります。

【違法ダウンロードに対する刑事罰規定の追加】

上記のようにDVDのコピー等について今回の改正で違法とされましたが、インターネットを通じての映像や音楽等のダウンロードについては、既に平成21年改正で「違法にアップロードされたものと知りながら」ダウンロードしてコピーを作成（パソコンに保存する場合もコピーに含まれます。）した場合には、私的使用目的であっても違法であるとされていました。インターネットを通じたダウンロードは、情報が固定されたDVD等の流通とは比較にならないほど広範囲に広がるので、著作権者に多大な損害を加えるため、以前から対応がなされていたのです。

しかし、平成21年改正は一定の効果を挙げたものの、現実には著作物の違法なダウンロードは減少せず、コンテンツ産業に多大な影響を及ぼし続けたため、今回遂にダウンロードした側にも刑事罰が科されることとなりました。具体的には、私的使用目的であっても、「有償著作物（有料で提供されている音楽・映像）」について著作権を侵害することを知りながら、ダウンロードしてコピーをした場合には、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処されることとなったのです。これまで、サーバーにアップロードする側について摘発されることは多々ありましたが、今後はダウンロードするユーザー側も対象となり、かなり厳しい態度で臨んでいるといえるでしょう。

ちなみに動画サイト等で単に見るだけの行為は複製になりませんので、違法ではありません。それを自分のパソコンに保存するなどした場合に、初めて違法となり、刑事罰が科されることとなります。な

お、アップロードする側は法改正以前から違法ですし、刑事罰の対象です。

このように著作権侵害となる範囲の拡大や刑事罰の追加がなされた背景は、違法コピーの横行がコンテンツ産業に多大なダメージを与えているからです。法改正後も違法コピーが続くようであれば、さらなる規制や厳罰化が進むかもしれません。タダで手に入るからと安易にダウンロードしてしまうのは危険です。著作物には適正な対価を支払って利用するという意識を持つことが必要だと思います。

離婚時の財産分与について

弁護士 横江 俊 祐

1 財産分与とは

離婚をする場合、離婚をした一方は、相手方に対し、財産の分与を請求できます。

財産分与の割合は、共働き家庭か専業主婦（主夫）家庭かを問わず、50：50とするのが一般的です。

2 実務上の問題点

財産分与について実務上よく遭遇する問題は、住宅ローンの残った不動産をどのように分けるかという問題です。便宜上、住宅ローン残額 < 不動産価額で、住宅ローンと不動産が夫名義になっているケースを考えてみます。

・夫婦どちらも不動産への居住を望まない場合

不動産を売却し、住宅ローンを差し引いて残った金銭を半分ずつ分けます。

・夫が居住を望む場合

夫が不動産を取得する代わりに、夫から妻に対して（不動産の評価額 - 住宅ローン残額）× 0.5 の金銭を支払うという解決方法になります。この場合、夫は妻に支払う金銭を少なくするために不動産を低く評価したいのに対し、妻は金銭を多くもらうために不動産を高く評価したいと考えますので、不動産の評価方法が争いになります。固定資産税評価額、路線価、不動産業者の査定額などを参考にして、自身に有利な資料を提示しながら、評価額を決めていくことになります。

・妻が居住を望む場合

まず、妻がキャッシュを豊富に持っている場合は、妻が住宅ローンを一括返済して、不動産の名義を夫から妻に変更し、（不動産の評価額 - 住宅ローン残額）× 0.5 の金銭を夫に支払うという方法になります。

次に、妻にキャッシュがなくても、住宅ローン債権者が、ローン名義を夫から妻に変更することに承諾してくれる場合は、不動産と住宅ローンの名義を夫から妻に変更し、（不動産の評価額 - 住宅ローン残額）× 0.5 の金銭を夫に支払うという解決方法になります。

問題は、妻にキャッシュがなく、かつ、債権者が住宅ローンの名義変更に応じてくれないケースです。この場合、ローン名義を夫に残したまま、妻が夫に代わってローンの支払を続ける方法が考えられますが、妻がローンを滞納した場合のリスクを夫が負担し続けることとなりますので、夫はこのような案には難色を示すでしょう。夫がこの方法に承諾せず話し合いが平行線に終われば、最終的には裁判所の判断を仰ぐこととなります。

もっとも、妻に不動産を取得させる必要性が大きくなければ、裁判所は、単に夫が妻に対して（不動産の評価額 - 住宅ローン残額）× 0.5 の金銭を支払うという内容の判断をする可能性が高いと思われます。

“田舎”は元気にならなければいけない

弁護士 原 田 彰 好

三重県志摩市は南部域を英虞湾が、北東側には的矢湾が深く貫入し、東側から南側を太平洋が取り囲み、海と共に生きてきた地域です。全域が伊勢志摩国立公園に指定されています。古くから「御食つ国」と称され、豊富な海の幸でも知られています。英虞湾は真珠の、的矢湾は牡蠣の養殖で有名です。

ところが、この英虞湾の汚濁が深刻になっていたのです。英虞湾の真珠養殖は1960年代半ばまでに急速に拡大しましたが、他方で従来さかんだった沿岸漁業はこの時期激減しました。1980年代後半からはリゾート開発もさかんに行われました。閉鎖性海域である英虞湾はもともと海水が汚れやすかったのですが、高度成長期の生活様式の変化を伴う生活排水の増加や、内湾漁獲量の減少、干潟やアマモ場の消失、真珠養殖の拡大に伴うアコヤガイのフンや死骸など有機物の海底への堆積などが要因となり、赤潮や貧酸素水塊が毎年のように発生して、真珠養殖などに大きな被害が出るようになりました。



(付近の高台から英虞湾を望む)

このような状況をみて平成10年頃から英虞湾の環境改善に取り組もうとする真珠養殖業者が行動を起こし、人工干潟造成や干潟の再生、シンポジウムの開催などの運動を粘り強く進めました。平成15年からは県や企業なども協力して英虞湾の環境再生に関する専門的な調査研究が実施され、これが発展して平成20年には英虞湾自然再生協議会が設立されました。

また志摩市も英虞湾再生の運動を積極的にバックアップし、平成23年3月には住民参加による「新しい里海創生によるまちづくり」(「志摩市里海創生基本計画(志摩市沿岸域総合管理基本計画)」)を策定して全国的に注目を集めています。この計画では、志摩市の産業や生活環境が豊かな「自然の恵み」の上に成り立っていることを認識してその恵みを持続的に活用できるようにし、『自然の恵み』の利用と保全との新たなバランスを再生することとされています。そのために、海だけでなく陸域も一体として、市民や関係者が一丸となってこの沿岸域の総合的な管理体制を構築しようとしています。そして、地域の産業振興と、農林水産物や観光資源、地域の文化や住環境などを含む「志摩市そのもののブランド化」を確立することを最終的な目標としています。このように、志摩市では、市民が主体的に地域の自然と真摯に向き合い、生物多様性の保全や低炭素社会の実現に取り組むことで、豊かな自然環境と共生し、健康で幸福に生活することが可能な地域の実現をめざしています。

私は、この計画の調査に日弁連の調査団の一員として参加し、市民の自覚的・先進的な取り組みを見て、現在の“田舎”の「閉塞状況」を打開する一つの方向性を感じました。これまで日本は“田舎”から都市への人口の急激な流出が続き、“田舎”は過疎と超高齢化で、産業は衰退し、耕地や山林も荒れ、わが国の食糧自給率も下がる一方です。“田舎”にも人々は立派に生活していますが、元気がいまひとつです。他方、都市住民は生存基盤そのものを“田舎”に依存し、“田舎”無しには存続できません。このまま“田舎”が衰退を続けて良いはずはありません。この状況は変わらなければなりません。その方向性の一つが志摩市の例でしょう。

長野県木曾町でも行政の方向性などについて伺ったことがあります。そこでは、少ない地場産業を大切に、町民一人一人の生活を大事にし、豊かな山林資源を利用する観光客の誘致努力など、町一丸となって町を守っていこうとする意気込みを感じました。

兵庫県豊岡市も訪問し、コウノトリの自然復帰を支える農業者の長年の取組や市職員の熱心さなど、意気込みをひしひしと感じました。豊岡市は「コウノトリ」をブランドとして成功を収めています。

世界に誇る日本の“田舎”は今こそ真に豊かになる途に踏み出すことが必要です。“田舎”が元気になることは、日本の再生にもつながります。国も実効性ある施策をもってこれを支援しなければなりません。今年が“田舎再生元年”になればと願っています。

改正高年齢雇用安定法について

弁護士 渡邊 真也

1 はじめに

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回は、改正のポイントについて簡単にまとめました。

2 改正のポイント

① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

現行法では、継続雇用の対象者を労使協定で基準を定めることで限定できましたが、改正法では、原則として、雇用継続希望者全員が対象者となります。

今回の改正は、厚生年金の支給開始年齢が平成25年4月からは、61歳に引き上げられることに合わせて行われるものです。希望者全員が原則として継続雇用の対象となりますが、例外として、当該希望者が「心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等」に該当する場合については、労働契約を終了することができます。この例外は、解雇事由または退職事由に該当するようなケースが想定されており、その範囲は非常に狭いものとなっています。

なお、平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者に関する選定基準を労使協定で設けている場合は、厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、引き続き当該基準を利用できる12年間の経過措置が設けられています。

② 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで拡大されることになりました。具体的には範囲については、施行規則4条の3に定められ、基準が明確化されています。

③ 義務違反の企業に対する企業名公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対する企業名の公表規定が導入されました。

3 今回の改正が雇用関係実務に与える影響について

上記の改正ポイントのうち、多くの企業に影響があるのは、①であると思われます。今回の改正により就業規則の再雇用規定については、「就業規則に定める解雇事由または退職事由に該当しない限り、再雇用する」旨の規定を設けるなどの改正が必要となります。また、それに合わせて就業規則上の解雇事由、退職事由についても見直しをしてみるのもよいでしょう。

金融円滑化法終了後の見通しについて

弁護士 成 瀬 玲

1 金融円滑化法について

(1) 金融円滑化法は、正式には「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」といい、当時の民主党政権下の亀井静香金融相の下で成立し、平成21年12月3日に公布、翌日の4日から施行されてきました。

(2) 金融円滑化法は、期限付きの法律であり、当初の期限は平成23年3月末日とされていましたが、各方面からの要請により、2回にわたってその終了が延長されてきました。

もっとも、2回目の延長となる平成24年3月末日からの1年間の延長が最終のものとしてされていますので、いよいよ、平成25年3月末で金融円滑化法が終了する見通しとなっています。

(3) 金融円滑化法は、金融機関に対して、中小企業や住宅ローンの借り手から申し込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努めることを求めるものであり、金融機関に対して努力義務を課したものに過ぎません。

もっとも、現状では、借り手から申し込みがあれば、申し込みの内9割以上のものについて貸付条件等の変更が行われており、申し込みがあれば金融機関が条件変更に応じるに等しい状況となっています。そして、現在、40万社程度の中小企業について、貸付条件等の変更が行われています。

2 延長が見送られる背景

このように広く利用されている金融円滑化法ですが、その終了が延長されない背景事情として、次のような点が挙げられます。

- ① 上記のように、条件変更の申し込みに対する実行率が9割以上となっており、金融機関の取り組みが定着していること
- ② 条件変更がなされたにもかかわらず、経営改善計画を策定しない中小企業も存在しており、モラルハザードが生じていること
- ③ 政府として中小企業の真の意味での経営改善に繋がる支援策を推し進めること

3 金融円滑化法終了後の見通し

金融円滑化法を延長しない背景として、①のような点が挙げられていることからすれば、金融円滑化法終了後、直ちに金融機関が貸付条件等の変更に応じなくなるといった状況となることは考えにくいとは思われます。

もっとも、「申し込みれば貸付条件に応じてもらえる」といった現状が変化していくことは予想できますし、②のようなモラルハザードが指摘されていることからしても、当然、より厳密に経営改善計画の策定を求められることになるとは考えられます。

また、金融機関との貸付条件変更の交渉の場としては、現状では中小企業再生支援協議会が存在しておりますが、政府としては、支援協議会の機能を強化する方針のようです。そして、それ以外の交渉の場としては、裁判所が主催する手続きですが、現在は主に個人の債務者といわゆるサラ金との話合いの場として利用されている「特定調停」の利用も検討がなされています。

今後がいかなる状況になるかが不透明な点が多々ありますので、必要な情報収集に努めていきたいと思えます。